

風しんワクチンを接種したかたへ (昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性)

令和7年4月1日以降、風しんの予防接種を受けたかたへ接種費用の償還払い(上限あり)を実施します。

1 事前確認

予防接種を受けるかたは、以下の3点をご確認ください。

1. 対象者(以下の全てに該当すること)
 - ・昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性で、令和6年度末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分な者
 - ・令和7年4月1日時点で青森市に住民登録があること
 - ・令和7年4月1日以降に医療機関でMRワクチンの接種をしたこと
2. 償還額
接種費用と上限額のうち、いずれか低い金額
(上限額: 10,241円)
3. 予防接種期間及び費用助成申請期間
令和7年4月1日～令和9年3月31日

2 定期予防接種実施

- ・予防接種を受ける医療機関等にご予約し、定期予防接種を受けます。
 - ・接種費用は、一度実費にてご負担いただきます。
- ※予防接種に係る領収書及び明細書は大切に保管してください。

3 予防接種を受けた後の申請

窓口にて償還払いの申請をしてください。

《申請に必要な書類等》

- ・申請書
- ・領収書、明細書等の原本
- ・接種済証の写し
- ・申請者の普通預金通帳またはキャッシュカード
- ・印鑑(認印)

4 入金の確認(申請日の翌月末)

【お問合せ先】

・感染症対策課(元気プラザ内)

青森市佃二丁目19番13号 TEL:017-718-2852

・浪岡振興部健康福祉課(浪岡庁舎内)

青森市浪岡大字浪岡字稲村101番地1 TEL:0172-62-1114(健康推進チーム)